

平成 20 年 12 月 3 日

各 位

株式会社りそなホールディングス
(コード番号 8308)

株券電子化に伴う当社株式の売買停止等の取扱いに関するお知らせ

平成 21 年 1 月 5 日(月)に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行により株券電子化が実施されることに伴う当社株式の売買停止期間の設定等の取扱いにつきまして、以下のとおりお知らせいたします。

1. 普通株式の売買停止について

当社は株券電子化にあわせ、端株の整理を行うため、平成 21 年 1 月 3 日(土)を基準日、同年 1 月 4 日(日)を効力発生日として、普通株式及び各種優先株式の各 1 株を 100 株に分割するとともに、上記の株式分割の効力発生日をもって、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することから、東京証券取引所及び大阪証券取引所における当社の普通株式について、以下の期間は売買停止となります。

(普通株式の売買停止期間) 平成 20 年 12 月 25 日(木)から平成 20 年 12 月 30 日(火)まで

2. 株券電子化前後における端株(株券電子化前)・単元未満株式(株券電子化後)の取扱いについて

株券電子化前の端株または株券電子化後の単元未満株式の買取・買増請求については、以下の期間は受付停止となります。

(買取請求の受付停止期間) 平成 20 年 12 月 25 日(木)から平成 21 年 1 月 25 日(日)まで
--

(買増請求の受付停止期間) 平成 20 年 12 月 12 日(金)から平成 21 年 1 月 25 日(日)まで
--

3. 特別口座の開設について

株券電子化前に株式会社証券保管振替機構に株券が預託されていない株式につきましては、当社が株式会社だいこう証券ビジネスに開設する特別口座に記録され、管理されます。

特別口座においては株式の売買(単元未満株式の買取・買増請求は除く。)ができませんので、特別口座に記録された株式を売却される場合は、一旦証券会社等に口座を開設後、振替手続きをしていただく必要があります。

なお、証券会社等への振替手続き等は、特別口座の開設日(平成 21 年 1 月 26 日(月)予定)から可能となります。

本件に関し、ご不明な点につきましては、以下の当社株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関)へお問合せください。

<お問合せ先> 株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター 0120 - 255 - 100 (フリーコール)

以 上